

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)



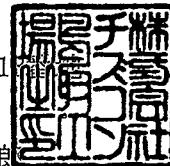
産業廃棄物処理計画書

平成 26 年 6 月 1 日

鳥取県東部総合事務所長 様

提出者

住 所 鳥取市上味野字下狭間1番地  
氏 名 株チズコン 鳥取工場  
代表取締役 中尾 廣太郎  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 0857-53-3446



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株チズコン 鳥取工場
事業場の所在地	鳥取市上味野字下狭間18番地
計画期間	平成25年4月1日～平成26年4月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	生コンクリート製造業 [2122]
②事業の規模	昨年度の製造品出荷額 290,000千円
③従業員数	14人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	「別紙のとおり」 別紙 ①

(日本工業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

「別紙のとおり」

別紙 ②

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	排 出 量	1,996 t	t
① 現状	(これまでに実施した取組) ・生コンプラント及び生コン車の洗浄回数をできるだけ減ずる。 ・工事現場技術者に生コンクリート使用量の正確な計算を行ってもらい、納入先からの戻りコン量を抑制する。		
② 計画	【目標】 産業廃棄物の種類   コンクリートくず   排 出 量   1,800 t   t (今後実施する予定の取組) ・昨年度と同様		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分級機により、骨材（砂、碎石）とスラッジ水とに分別する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分級機の部品交換及び清掃を定期的に行い、分級能力をより向上させる。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（25年度）実績】	
産業廃棄物の種類	コンクリートくず
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	1,182 t
(これまでに実施した取組)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・戻りコンを当工場や民間の土間コン等に利用した。</li> <li>・前年度よりコンクリートテトラを多く作成し、当工場や民間工場の間仕切り等に利用した。</li> <li>・分級後の砂や碎石を民間の左官作業に利用した。</li> <li>・中間処理後の水を生コンクリート練り混ぜ水として利用した。</li> </ul>	
【目標】	
産業廃棄物の種類	コンクリートくず
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	1,100 t
(今後実施する予定の取組)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度と同様</li> </ul>	

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（25年度）実績】	
産業廃棄物の種類	コンクリートくず
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	600 t
(これまでに実施した取組)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱水装置により、水とセメント（脱水ケーキ）を分ける。</li> </ul>	
【目標】	
産業廃棄物の種類	コンクリートくず
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	500 t
(今後実施する予定の取組)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度と同様</li> </ul>	

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	【前年度（25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
① 現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) 特になし。			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
① 現状	全処理委託量	214 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	214 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) ・再生利用業者へ委託する。			

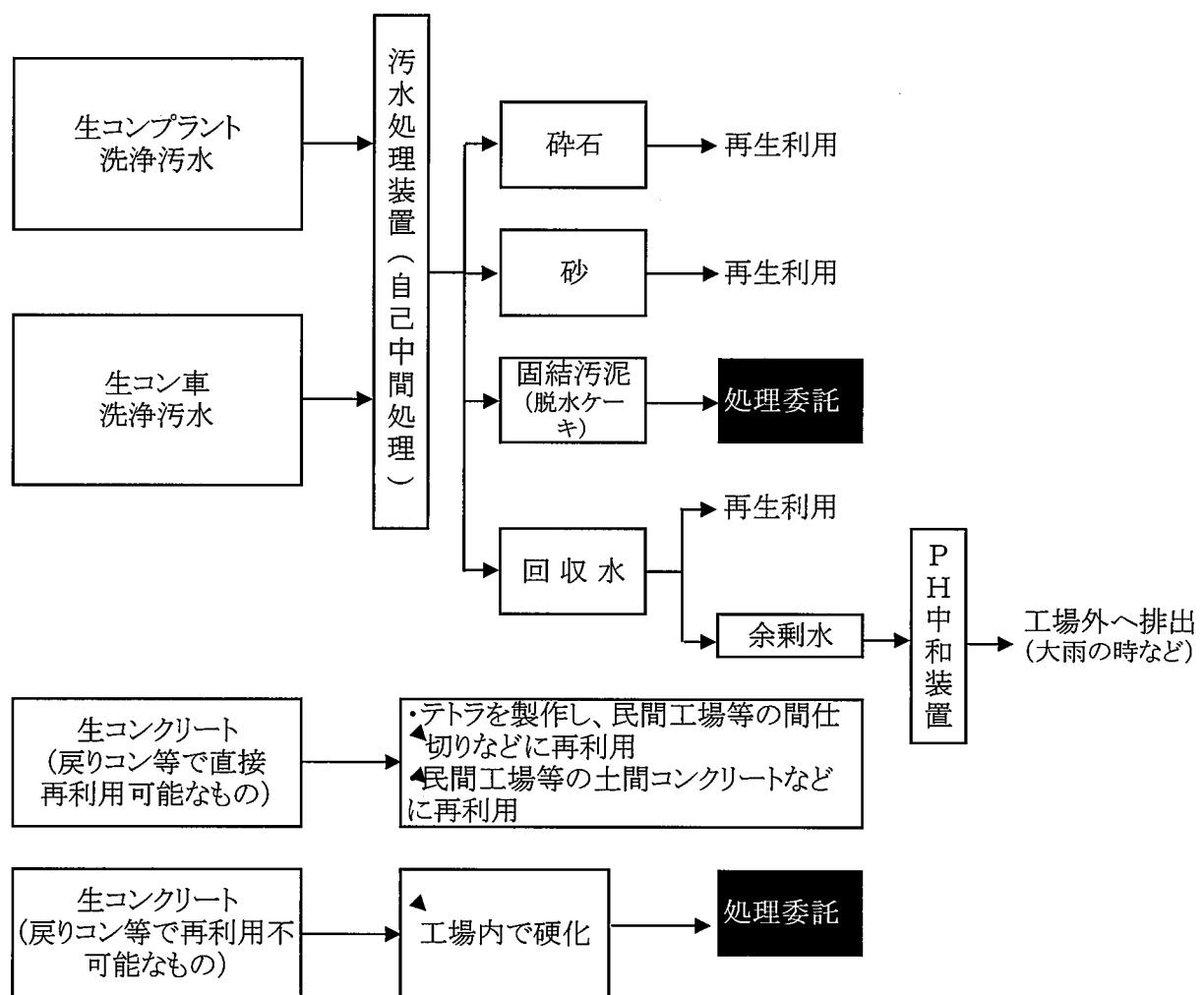
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	全処理委託量	200 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	200 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量			
(今後実施する予定の取組) • 再生利用業者へ委託する。 • 産業廃棄物発生量を抑制し、全処理委託量を減ずる。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 ①

産業廃棄物の処理工程



別紙 ②

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

統括責任者	所 属 : 株式会社チズコン 職・氏名 : 代表取締役 中尾廣太郎
廃棄物担当	組織名 : 公害防止委員会 職・氏名 : 鳥取工場次長 福本 武 組織人数 : 5人
役割	<p>○ 産業廃棄物に関する検討 廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 委員長 : 工場長</li> <li>■ 委員 : 製造係責任者、試験係責任者</li> <li>■ 事務局 : 業務係</li> </ul>
廃棄物処理統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 廃棄物処理方針の作成</li> <li>○ 工場の公害防止規定(廃棄物)の策定・改廃</li> <li>○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認</li> </ul>
公害防止委員会委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 廃棄物処理計画の作成</li> <li>○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討</li> <li>○ 処理業者の選定及び調査</li> <li>○ 監督省庁への各種報告</li> <li>○ 従業員に対する教育・啓発</li> <li>○ その他関係する事項</li> </ul>

廃棄物管理体制図

